

# 国保税・医療費一部負担金 に助成の強化を



## 問

昨年度の国保税の滞納世帯は、加入世帯の12.3%、537世帯になっている。国保税の不納欠損額は、18年度2153万円、19年度2013万円となり、滞納繰越額は、3億円になろうとしている。このことは、国保税が加入者の担税能力を超えていることを示しており、町としての対策が求められる。

り、滞納を減らす方策を講ずべきではないか。  
③低所得者の医療費一部負担金の軽減策をもうけよ。それが早期治療を可能にして、医療給付の削減となると考えるが。

## 町長

①本町では、資格証明書発行の実績はないが、本町における資格証明書発行の可能性のある方に関する収入状況は、本年3月末現在で、対象世帯27世帯である。

各世帯の収入状況について、所得ベースでは、100万円未満が18世帯、100万円以上200万円未満が8世帯、200万円以上300万円未満が1世帯となっている。

次に、資格証明書の発行の原則中止については、この制度が法律で規定されていることから単なる収納対策ではなく、納付相談の機会を持つことに意義があり、

現行制度を継続していきたいと考えている。

②本町における減免対応については、幕別町国民健康保険条例の中で、災害等により生活が困窮となった者もしくはこれに準ずると認められる者または特別な事情のある者に対し、国保税を減免することができると規定されていることに基

づき、従前から特別に相談等を受け、適切な対応をするよう努めている。

さらに独自の基準を定めて一律に減免を行う場合は、

## 七十五才以上の高齢者の医療費無料化を

## 問

後期高齢者医療制度が創られ、高齢者に差別的な医療と高負担を押し付けるなど、厳しさが増している。

かつては高齢者の医療費が無料となっていた。悲惨な戦争を経験し、戦後復興で

国等の補填はなく、他の被保険者の負担になり、公平性を欠き、独自の減免制度を行うことは難しい。

なお、国保税の支払いが困難な方には、納付を猶予することや分納して、国保税の不納欠損が生じないように努めていきたい。

③国保税の減免制度と同様に、所得基準を設けての画一的な減免については、療養給付費等負担金や、調整交付金の対象外のため、他の被保険者の負担になることから、公平性を欠くことになるので、現行制度によりこれまでと同様に個別に対応したいと思うので、画一的な独自の減免制度を行うことは難しい。

## 町長

老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来に渡り持続可能とするために、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度を創設するという目的で、平成20年4月から後期高齢者医療制度が導入された。

確かに高齢者医療が無料であった時代もあるが、自分の健康は自分で守るという自覚を持っていただくこと、病院のサロン化やハシゴ受診などの不適切な受診のないようにして、医療費を国民公平に負担するということなどの観点から、高齢者の方にも一定の負担をいただくことは、ある意味では止むを得ないものと思っている。

したがって、本町が率先して無料化に取り組むことは難しいものと考えているので、今後も他市町村との情報交換、及び意見交換などを行い、高齢者の福祉の増進に向けて努めていきたい。